

市民憲章推進者区長表彰

23人、
1団体に授与

平成22年度推進テーマ

「市民力」、「地域力」で
切り拓こう 未来の京都

3月3日に、市民憲章推進者区長表彰式が行われました。市民憲章は、市民の守るべき規範として、昭和31(1956)年に、市民の皆さんの参加のもとに制定されました。市では、毎年定める推進テーマと実践目標に沿って、いろいろな活動を通して、市民憲章を率先して実践された皆さんを表彰しています。

今回、区長表彰を受けられた皆さんをご紹介します。

〈順不同・敬称略〉

株式会社(成徳)

芝原 秀正(安寧)

園 明子(菊浜)

増川 勇(稚松)

水本 善幸(植柳)

松村 浩史(植柳)

中山 潔(有隣)

森田 吉夫(修徳)

杉本 幸恵(醒泉)

仲野 八重子(淳風)

小松 正之(開智)

竹内 紀子(開智)

河添 順子(格致)

藤本 完次(安寧)

橋本 義秀(七条第三)

藤本 順子(七条第三)

鈴木 美恵子(七条第三)

上口 清隆(崇仁)

山田 節子(崇仁)

松井 和子(西大路)

竹内 カヨ(西大路)

中村 種子(西大路)

野口計画管理

株主会社(成徳)

京カレッジ受講生を募集

京都ならではの大学の知の集積を活かし、生涯学習のニーズに幅広く対応する「京カレッジ」の2011年度受講生を募集します。

区内においては、池坊短期大学のほか、J.R京都駅前のキャンパスプラザ京都を会場に多数の大学が、さまざまな科目を開講します。手軽に広く教養を身につける「市民教養講座」、資格取得に役立つ「キャリアアップ講座」、京都の歴史や文化を学ぶことがで

出願期間

▼郵送 3月26日(土)必着

▼持参 3月19日(土)必着

日(土)午前9時午後5時

に受付(月曜休館)



キャンパスプラザ京都での講義の様子

第59回

下京区民卓球大会結果

下京区体育振興会連合会主催

2月13日に下京地域体育館で開催された第59回下京区民卓球大会で、次のチームが優秀な成績を収め、表彰されました。

優勝 七条体育振興会
準優勝 大内体育振興会
三位 醒泉体育振興会
光徳体育振興会



優勝した七条体育振興会

河原遊び場と芝生広場



川端七条に駐輪場を整備

京阪電気鉄道株式会社が事業主体となり、川端七条西側の鴨川河川敷に駐輪場の拡張整備を行うとともに、川端七条東側の市営無料駐輪場を管理の行き届く有料駐輪場に再整備します。

整備予定台数

	自転車	原動機付自転車	自動二輪	レンタサイクル
川端七条西	113台	77台	9台	20台
川端七条東	151台	—	—	—

利用料金(予定、料金は24時間当たり)

自転車	150円	最初の1時間 は無料
原動機付自転車	250円	
自動二輪	400円	
レンタサイクル	最初の1時間まで200円、 その後1時間毎に100円加算	

使用開始(予定)

川端七条西駐輪場 3月29日(火)

川端七条東駐輪場 4月15日(金)

建設局土木管理部自転車政策課(☎222-3565)
京阪電気鉄道株式会社鉄道営業部事業課(☎06-6944-2576)

梅小路公園
管理事務所が
移転します

梅小路公園を管理している(財)京都市都市緑化協会の事務所が現在の大宮通沿いから公園内の緑の館と隣り移転することになりました。

引き続き、地域と市民の皆さんが開かれた公園となるよう民好で効率的な管理運営に努めます。

移転日 4月1日(金)

(財)京都市都市緑化協会

(☎332・2550)

(財)京都市都市緑化協会の講義の様子

安心安全のまちかど

大切な自転車が狙われている！
自転車の盗難被害が多発

自転車盗難被害防止のポイント

- 2(ツー)ロック
1つの鍵より複数の鍵を。チェーンロックなどを活用しましょう。
- 放置駐輪をしない！
放置駐輪中の盗難被害が目立ちます。少しの時間でも、駐輪場の利用を。
- 防犯登録
自転車には、必ず防犯登録を。

下京区生活安全推進協議会(☎371-7170)、
七条警察署生活安全課(☎342-0110<代表>)

原動機付自転車などの
廃車申告はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)や小型特殊自動車(オフロードバイク)を、譲渡、廃棄、盗難などにより現在所有されていない場合は、3月末までに廃車及び移動の申告をしてください。

原動機付自転車及び小型特殊自動車	市民税課管理担当(☎371-7171)又は納税推進課(☎213-5467)
軽自動車	軽自動車検査協会京都事務所(☎671-0928)
125cc超250cc以下のバイク	廃車 京都府軽自動車協会(☎691-6516) それ以外 京都運輸支局(☎050-5540-2061)
250cc超のバイク	京都運輸支局(☎050-5540-2061)

固定資産税の縦覧について

—所有資産の評価を確認できます—

固定資産税の納税者の方が所有されている資産の評価の確認をしていただくため、土地または家屋の価格の縦覧を行います。

期間 4月1日(金)～5月2日(月)午前8時30分～午後5時 ※土・日・休日を除く

場所 資産所在地の区役所・支所

対象者と必要なもの

- 固定資産税の納税者(所有者) 納税通知書(お持ちでない場合は、運転免許証や健康保険証など本人確認書類)
- 相続人 戸籍謄本などの確認書類と本人確認書類
- 納税管理人及びその代理人 委任状と本人確認書類

審査の申出 価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課または課税課固定資産税担当です。

固定資産税課(☎371-7197)